

○環境省令第 号 (抄)

環境省設置法(平成十一年法律第一百一号)及び環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

環境大臣 望月 義夫

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則(平成十三年環境省令第一号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 国立公園課に、国立公園利用推進室を置く。

2 国立公園利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立公園の保護及び整備に関すること(地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。)並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関すること。

- 二 自然公園並びに景勝地及び休養地並びに公園に係る観光及び休養に関する調査に関すること。
 - 三 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。
- 3 国立公園利用推進室に、室長を置く。

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。